

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月15日(2011.12.15)

【公表番号】特表2008-523950(P2008-523950A)

【公表日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-027

【出願番号】特願2007-548289(P2007-548289)

【国際特許分類】

A 6 1 N 1/368 (2006.01)

A 6 1 N 1/37 (2006.01)

A 6 1 N 1/39 (2006.01)

A 6 1 N 1/05 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/368

A 6 1 N 1/37

A 6 1 N 1/39

A 6 1 N 1/05

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年10月26日(2011.10.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の心臓の状態を治療するための装置であって、前記装置は、

前記心臓の右心室内の選択された位置に固定配置されるように構成され、前記選択された位置に心筋刺激ペーシング信号を導入しあつ伝導するための基準電圧成分に電気的に関連された第一の電極および第二の電極を有しており、前記ペーシング信号は、前記基準電圧成分に関して逆の極性を有しあつ電位を有する第一および第二の信号成分の形態をなしている前記装置において、

前記ペーシング信号は心筋を捕捉するのに十分であり、

前記選択された位置は、右心室において三尖弁に対して十分に近接し、かつ隔壁に接しており、前記ペーシング信号を提供するときに、残存する伝導ファイバとブルキン工繊維とを活性化し、左脚ロックのない患者に存在する正常な活性化と同様のパターンに従う、左心室のより迅速かつ一定な活性化を生じさせるようにしたことを特徴とする、患者の心臓の状態を治療するための装置。

【請求項2】

前記ペーシング信号が、無線伝導によって制御されることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

多数の基準電極であって、前記多数の基準電極のうち前記基準電圧成分に接続される特定の1つを選択するためのスイッチを備えた前記多数の基準電極をさらに含む、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

心房に配置され、かつ心房と心室の連続したペーシングを促進するペーシング/センシング回路により通電されるのに適した少なくとも1つの電極を備えたリードをさらに含む請

求項 1 に記載の装置。

【請求項 5】

前記左心室に配置され、かつペーリングまたはセンシング回路により制御される電極を備えたリードをさらに含む請求項 1 に記載の装置。

【請求項 6】

除細動療法のための、少なくとも 1 つの大きなショック電極と、除細動療法のための除細動電極系を通電するための回路とをさらに備えた除細動リードシステムを含む請求項 1 に記載の装置。

【請求項 7】

前記第一の電極および第二の電極は、前記右心室内に配置されるのに適した複数の電極の一部であり、信号発生器は前記複数の電極のうち 1 つの電極を前記第一の成分に、前記複数の電極のうち第二の電極を第二の成分に選択的に接続するための回路を含む請求項 1 に記載の装置。

【請求項 8】

異なるペーリング・モード間の選択をする回路をさらに含む請求項 1 に記載の装置。

【請求項 9】

前記第一の電極と第二の電極の間の電場を、左心室の同期収縮をより可能とする部位に向けてバイアスすべく前記基準電圧成分を配置するために基準電圧が用いられ、前記ペーリング信号が心室捕捉を生成するように選択されることを特徴とする、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 10】

前記第一の電極と前記第二の電極が、同じリード上に配置されることをさらに特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 11】

前記ペーリング信号が約 0.1 ミリ秒と約 2 ミリ秒との間の存続期間と、前記第一の信号と前記第二の信号との間で約 0.1 ボルトと約 20 ボルトの間の電圧差を有していることをさらに特徴とする、請求項 1 に記載の装置。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0051

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0051】

本発明では、右心室に設置した電極 E 1、E 2 と組み合わせて基準電極 R E を利用することで左心室 L V の有効なペーリングを行う。この作用機構は物理学的および生理学的には完全にはわかっていないが、左心室 L V の隔壁 S に対し電磁場の強度をより深く付勢すべく右心室内の電極 E 1、E 2 の間に作られるはずの電磁場を基準電極 R E が歪曲すると考えられている。この現象は、壁の 2 つの電極から離れ、基準電極に向かう位置であって、電極 E 1 と基準電極 R E との間の電流および電極 E 2 と基準電極 R E との間の電流が空間的・時間的に一致する点に、第三の高電流密度スポット（1 つまたは複数）を形成することにより発生すると考えられる。このことは図 10 に示されている。このような現象は、左脚ブロック（LBBB）の患者中の残存する伝導ファイバおよびブルキン工繊維の活性化を促進し、LBBB のない患者の体内の正常な活性化と同様のパターンに従う、左心室 L V のより迅速でより一定の活性化をもたらすと考えられる。